

2017年11月22日

各 位

会 社 名 株式会社スシログローバルホールディングス
代表者名 代表取締役社長 水 留 浩 一
(コード番号：3563 東証一部)
問合せ先 執行役員 木 下 嘉 人
TEL. (06)6368-3220

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2017年11月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年12月21日開催予定の第3期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

当社は取締役会の監督機能をより一層向上することを目的に、会長及び社長を除いた役付取締役を廃止し、最適かつ機動的な執行体制を構築することを目的に、執行役員の中から役付の執行役員を選定することとします。

また、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、株主総会、取締役会の招集権者及び議長を取締役社長に変更することといたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2017年12月21日（予定）
定款変更の効力発生日	2017年12月21日（予定）

以 上

別 紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会の決議により取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2. 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合にこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役1名以上を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名、<u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(業務執行)</p> <p>第23条 取締役社長は会社の業務を統轄し、<u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐し、取締役会により定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行にあたる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会により定めた順序により他の取締役が取締役社長の業務を代行する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名<u>及び</u>取締役社長1名を選定することができる。</p> <p>(業務執行)</p> <p>第23条 取締役社長は会社の業務を統轄する。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の業務を代行する。</p> <p style="text-align: center;">(執行役員)</p> <p>第26条 <u>取締役会の決議をもって、執行役員を選任し、業務を執行させることができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議をもって、執行役員の中から役付執行役員を選定することができる。</u></p>

<p style="text-align: center;">第5章 取締役会</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会は取締役会長がこれを招集する。 取締役会長を定めないとき、又は事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第28条 取締役会の議長は、取締役会長がこれにあたる。取締役会長を定めないとき、取締役会長に事故があるとき、又は取締役会に出席しない場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第29条～第42条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 取締役会</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第27条 取締役会は取締役社長がこれを招集する。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第29条 取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるとき、又は取締役会に出席しない場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第30条～第43条 (現行どおり)</p>
--	---

以 上